

愛知県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、愛知県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社会教育分科会)

第五条 審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、愛知県社会教育委員である委員をもって構成する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の経過及び結果を会長に報告する。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が会長の同意を得て定める。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(専門部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年六月二十日から施行する。